

## 【報酬告示の改正案】

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(平成 27 年 8 月施行分)



○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十一号)【平成二十七年八月一日施行(予定)】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
区分	額	区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円	ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円	従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円	従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円
多床室（特養等）	一日につき八百四十円	多床室	一日につき三百七十円

一頁

多床室（老健・療養等） 一日につき三百七十円

備考

備考

この表において「ニット型準備室」とは指定居宅サポート介護  
介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介

ニシト型介護保健施設サービス費(1)のニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)のニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)のニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型介護保健施設サービス費(1)のニシト型介護保健施設サービス費(1)、ニシト型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)のニシト型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、ニシト型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)若しくはニシト型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ニシト型介護予防短期入所生活介護費(1)併設型ニシト型介護予防短期入所生活介護費(1)、ニシト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のニシト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニシト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のニシト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニシト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)のニシト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)、ニシト型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)、ニシト型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)、ニシト型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)若しくはニシト型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)のニシト型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)若しくはニシト型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

二、この表はおいてニニシット型準備室」とは「指定居宅サトピア介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(1)若しくは併設型短期入所生活介護費(1)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(1)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(1)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(1)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(1)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「從来型個室(老健・療養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅵ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)である。

五 この表において「多床室(特養等)」とは、指定居宅サービス  
介護料付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若し

(新設)

／＼は併設型短期入所生活介護費(仙)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(仙)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(仙)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(仙)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(仙)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(仙)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(仙)を算定すべき者が利用する居室をいう。



